

三原市見積合わせ（オープンカウンター方式）執行要領

（目的）

第1条 この要領は、三原市が発注する物品等の購入（印刷物を含む。）のうち、三原市財務部契約課（以下「契約課」という。）が実施する見積合わせ（オープンカウンター方式。以下「見積合わせ」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における見積合わせとは、物品等の購入（印刷物を含む。）に係り定期的に案件を公開し、一定の資格を有する任意の参加希望者から見積書の提出を受け、契約候補者を決定する方式の契約課において行う見積合わせをいう。

（対象）

第3条 見積合わせの対象とする案件は、原則として当該対象物品の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が30万円以上80万円以下の案件とする。

（見積合わせの日程）

第4条 見積合わせの日程（以下「閲覧日」という。）は、原則毎月第2・4火曜日（祝日にあたる場合はその前日）とする。ただし、緊急の場合には、特別閲覧として随時閲覧日を設ける。

（参加資格要件）

第5条 この要領に定める見積合わせに参加できる者は、三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている者で、発注案件ごとに設ける「市内業者」又は「市内業者及び市外業者」の対象区分に該当する者とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 閲覧日から見積書提出期限まで、物品の購入に係る建設業者等指名除外要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てをしていない者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を含む）

2 前項に定めるもののほか、別途参加資格要件を定めることができるものとする。

（仕様書等の閲覧）

第6条 閲覧の方法は、発注案件の仕様書を、三原市ホームページに掲載及び契約課で掲示して行うものとする。ただし、見本などホームページで掲載することが難しいもの（文字や写真によりサイズ及び材質が識別し難いもの等）は契約課で掲示するものとする。

2 仕様書等に対する質問は、公告に定める期間内に質問書によって受け付け、当該質問に対する回答書は、三原市ホームページに掲載するものとする。

（見積書の提出期限）

第7条 見積書の提出期限は、発注案件ごとに定めるものとする。

2 見積合わせの参加者（以下「参加者」という。）は、前項の提出期限までに、契約課へ、必要事項を記載のうえ、使用印鑑届で届け出た印を押印した見積書を、提出しなければ

ならない。

- 3 見積書の記載及び提出方法並びにその他事項については、別途定める注意事項を遵守することを、参加者に周知するものとする。

(見積書の取下げ等)

第8条 参加者が提出した見積書は、契約課で一旦受理したものについては、取下げを認めるものとするが、差し替えは認めないものとする。

- 2 前項で見積書の取下げを行った場合、同一案件について再度の見積書の提出はできないものとする。

- 3 第1項の取下げは、見積書提出期限以降はできないものとする。

(契約の相手方の決定)

第9条 市長は、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方に決定する。

- 2 市長は、契約候補者となるべき同価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(結果の公表)

第10条 見積合わせの結果の公表は、三原市ホームページへの掲載及び契約課窓口において簿冊の掲示にて行う。

(契約候補者が契約手続きをしないとき)

第11条 市長は、最低金額の見積書を提出しながら、契約手続きをしない者については、原則として、市長の通知する1か月間の期間中に仕様書の閲覧日が含まれる案件についての見積合わせへの参加を不可とする。

- 2 市長は、前項に該当する者には、書面にてその旨を通知する。

- 3 市長は、契約候補者が契約手続きをしないとき、次順位の者の見積金額が予定価格の範囲内であった場合は、次順位の者の提示した見積金額で契約を交わすものとする。

(再度見積合わせの実施)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度見積合わせを行うものとする。

(1)見積合わせに付したが、参加者がいない場合

(2)予定価格の制限の範囲内の見積書を提出した者がいない場合

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。